

イギリスの財務報告

井戸 一元

はじめに

欧州連合(EU)において、イギリス会計が果たした役割は大きい。また、EU域内にあってイギリスの立場は、国の内外において複雑であると言わざるを得ない¹⁾。それは、かつてフランス・旧西ドイツ主導の下で作成されたEU会社法指令第4号(EU4)原案がイギリスの旧EC加盟を期に修正されたからである。1978年に公布されたEU4においてイギリス会社法の最高規範概念である真実かつ公正な概観(True and Fair View: TFV)が採択されることによって相当の影響をEU4に与えることになった。

会計基準の国際的動向を探るうえで、EU

構成国としてのイギリス会計は、EU会社法指令や国際会計基準(IAS)との調和化に対して相当の影響をもっており、注目に値する。なお、グレート・ブリテン島は、同じ連合王国を構成しているアイルランド共和国とほぼ同じ会計ルールをもつが、アイルランド共和国が唯一、憲法を成文化している点で、グレート・ブリテン島とアイルランドとは制度が異なる。そこで本稿では、イギリスの財務報告をめぐりその特徴を明らかにするとともに、財務情報の国際的統一化への道のり、残された課題について若干の考察を加えたい²⁾。

1) Steve Lawrence, *International Accounting*, International Thomson Business Press, 1996, p.160.

2) (略語)

ASB : Accounting Standards Board 会計基準審議会

ASC : Accounting Standards Committee 会計基準委員会

ASSC : Accounting Standards Steering Committee 会計基準運営委員会

FRC : Financial Reporting Council 財務報告評議会

FRED : Financial Reporting Exposure Draft 財務報告公開草案

FRRP : Financial Reporting Review Panel 財務報告違反審査会

FRS : Financial Reporting Standards 財務報告基準

CCAB : Consultative Committee of Accountancy Bodies 会計団体諮問委員会

IAS : International Accounting Standards 国際会計基準

ICAEW : Institute of Chartered Accountants in England and Wales イングランド・ウェールズ勅許会計士協会

RQB : Recognized Qualifying Bodies 会計士資格認定団体

RSB : Recognized Supervisory Bodies 会計士管理団体

SSAP : Statement of Standard Accounting Practice 標準会計実務基準書

SPFR : Statement of Principles for Financial Reporting 財務報告原則書

TFV : True and Fair View 真実かつ公正な概観

1 財務報告制度の沿革

イギリスの会計実務・理論は長い歴史をもっており、多くの実務的及び理論的影響を世界各国に及ぼしている。イギリス会計は、従来からコモン・ロー(慣習法・不文法・判例法)の国の会計としての伝統をもっており、19世紀半ばあたりから概括する会社法によって会計規制が行われるまで、確固とした会計基準は存在せず、慣習によって処理されてきた。だが、経済の発展に伴い、重大な不正事件の発生を期に、規則を明文化することによって「監査のための会計」が求められるようになった。さらに、1973年のEU構成国化に伴い³⁾、イギリスの財務報告は、EU会社法指令の国内化に象徴される、EU構成国レベルでの会計基準の国際的調和化段階、そしてIAS作成・遵守に取り組む国際的レベルでの会計基準の国際的調和化段階へと進行している。そこで次にイギリスにおける主な財務報告制度の発展過程を整理して示す。

イギリス財務報告制度の主な沿革⁴⁾

1834年 商事会社法

1837年 勅許会社法

株式会社委員会報告

(グラッドストーン委員会報告
(Gladstone Committee Report))

会社法における最初の会計規制・財務報告の開示に「真実かつ公正な」貸借対照表の作成を求め、監査人による監査報告書の作成を求めた。

1844年 会社登記法(ジョイント・ストック・カンパニー法)

会社設立は、免許主義から準則主義へ。登記設立、会社情報の公開義務・監査。

1855年 有限責任法 ジョイント・ストック・カンパニーに有限責任制を導入した。

1856年 会社法「会計規定が含まれ、年次株主総会に損益計算書と貸借対照表を提出するための規定」「年次監査のための規定(任意)」が含まれた。貸借対照表の分類表示、資産・負債の開示項目など規定。

1890年 パートナシップ(無限責任制)法、会社破産法、取締役責任法

1895年 会社法改正委員会報告(デイビー委員会報告(Davey Committee

3) 1999年末現在、証券取引所国際連盟(FIBV)調べによると、主要国証券取引所の上場企業数(括弧内の数値、国内企業・外国企業の順)は、ナスダック、4,829社(4,400、429) ニューヨーク証券取引所、3,025社(2,619、406) ロンドン証券取引所、2,274社(1,826、448) 東京証券取引所、1,935社(1,892、43) 大阪証券取引所、1,281社(1,281、0) パリ証券取引所、1,144社(968、176) ドイツ取引所、851社(617、234)である。規模の大小差はあるが、アングロ・サクソンを代表する2カ国の取引所が外国企業の占める割合で顕著に上位3位を独占している。さらに、現在、日米欧を連携する証券取引所再編がまさに進行中である。換言すれば、再編は市場間の攻防と市場外取引への対抗策である。その真価が問われるのは、資金調達のための制度や取引システムの調整に留まるものではなく、開示内容の再編・調整でもある。開示が生む企業価値格差(ディスクロージャー・デバイド)と開示に伴う企業付加価値(ディスクロージャー・オポチュニティー)が問われるのである。直接金融に基づく資金調達が、間接金融に基づくそれを上回る代表がイギリスである。

4) 山浦久司著『英国株式会社会計制度論』白桃書房、1993年、551頁～557頁参照。Haskins Mark E., Ferris Kenneth R., Selling Thomas I., *International Financial Reporting and Analysis*, 2nd edition, Irwin McGraw-Hill, 2000, pp. 235-247.

- Report))
- 1900年 会社法 会計記録と貸借対照表の年次監査が強制化(強制監査制度の確立)。監査人は、年次株主総会において貸借対照表の報告義務が課されたが、総会に欠席した株主を含めて、すべての株主に貸借対照表を送付し公表する義務はなかった。
- 1906年 会社法改正委員会報告(ロアバーン(ウォーミングトン)委員会報告(Loreburn Committee Report))
- 1862年 会社法の第1付表の改訂
- 1907年 会社法 公開会社(public limited company: PLC)に対する要件が導入された。公開会社のみ、貸借対照表を公表し、会社登記所に届け出ることが義務づけられた。1907年 会社法は、1908年 会社法に統合。年次株主総会に損益計算書を提出させることを義務づけた。取締役報告書提出を義務づけた。ただし、損益計算書は強制監査の対象とはしない。取締役報告書、貸借対照表及び監査報告書は、年次株主総会の前に株主に送付し、会社登記所に届出を義務づけた。また、政府はコーエン委員会を設置した。同委員会は、1931年のロイヤル・メール・スチーム・パケット(Royal Mail Steam Packet)社事件をはじめとするいくつかの会計不祥事が発生していたにも関わらず、職業会計士団体が何ら対応策を提示しなかった点を強く批判し、プライベート・セクターによる会計規制の必要性を唱えた。
- 1942年 ~ 1969年 ICAEW, 連邦議会の権威において『会計原則勧告書』を公表した。
- 1945年 会社法改正委員会報告(コーエン委員会報告(Cohen Committee Report))
- 1947年 会社法 監査済財務諸表の公表を義務づけた。これ以降、会社会計規定は、その根本理念となっているTFVを規定し、財務諸表はこれによることを義務づけた。
- 1948年 会社法 株式会社に連結損益計算書と連結貸借対照表の形式での開示を義務づけ、監査人は認可された職業会計士団体の一つの会員であることを義務づけた。1947年 会社法は、1948年 会社法に統合し、総括法となる。
- 1967年 会社法 損益計算書に適用可能な最低の開示要件を拡張するとともに、取締役報告書の追加開示を義務づけ、殊に私的会社も会社登記所にその財務諸表の届出を義務づけた。【ボンド大幅切下げ】
- 1972年 上場認可規定
- 1973年 EUに加盟
- 1976年 会社法
- 1980年 会社法 EU2「公開株式会社の設立、資本の維持と変更について」国内化
- 1981年 会社法 EU4「個別財務諸表における情報開示、情報の分類と表示。評価方法に関する規定」国内法化、財務諸表の作成に用いられる形式、内容及び評価基準について法制化した。

- 1983年 EU7「連結財務諸表」
- 1984年 EU8「資本会社の法定監査に携わる者の資格について」
会社法、「会計基準審議会(ASB)」の根拠・権威づけをした。
1948年～1981年会社法の統合(財務諸表の作成・監査・公開義務)
- 1986年 金融サービス法
- 1988年 ディアリング・レポート(Dearing Report)
会計基準からの離脱をする企業の増加と会計基準に対する信頼回復のために、会計基準に対する法律上の裏づけを要請した。
- 1989年 会社法(EU7, EU8国内法化)
EU7「連結財務諸表に関する規定」は、1983年にEU理事会で承認を得ていたが、89年会社法において実施に移行。会計基準審議会を認め、公開会社及びその他の会社の取締役に対して基準に準拠しているか否かについて開示を義務づけた。なお、EU8への調整も果たした。
財務報告評議会(FRC)設立
- 1989年 ICAEW(ソロモンズ・レポート)公表「財務報告基準のためのガイドライン」
- 1991年～1994年 会計基準審議会(ASB), 『(公開草案)財務報告原則書〔概念的フレームワーク〕』公表
- 1999年 ASB, 『(中間報告)財務報告原則書』公表(3月公開草案改訂, 12月公表)

イギリスは、近代会計の発祥の地と言われるが、18世紀末の産業革命、植民地支配政策を背景に、世界の商工業、金融業の中心国として、資本主義のリーダーとしての地位を築いてきた。この国の経済は、株式会社制度の発展、会社法の制定・改正を中心に発展してきた。現在のイギリス会社法は1985年会社法と1989年会社法があり、前者をその基本としている。企業が適切な会計記録を保管し、取締役は決算日以降の一定期間内に監査済損益計算書・貸借対照表を株主に提示することを規定している。同会社法は、企業自ら保管しなければならない会計記録の内容に関して詳細に規定し、TFV計算書として、企業の財政状態を説明するために十分でなければならない、としている。なお、法人行政ならびに証券取引行政についてはいずれも貿易産業省(Department of Trade and Industry)が担っている。経営者は、企業の財政状態及び経営成績のTFVを確保して個別財務諸表ならびに連結財務諸表を作成し開示するよう義務づけられている。そして、法規や会計基準に準拠して財務諸表を作成した時、TFVを表示する上で何らかの情報不足が生じた場合、不足する情報を補足しなければならない。しかも、それらに準拠して作成したためにかえってTFVを表示しなくなってしまう場合には、その該当する条文、基準から離脱して財務諸表を作成しなければならない⁵⁾。85年会社法の附則4(schedule 4)により、資産評価は取得原価が原則であるが、取得原価が適切でなくなり時価によって評価されるべき場合には、時価評価が義務づけられる。また、法的形式に優先する

5) 85年会社法第226条第4項, 第5項。

実態開示(substance over Form)が行われ、中小規模の企業にも職業会計士による財務諸表監査が義務づけられている。国の行政機関に対して、監査済財務諸表を提出しなければならないが、その作成にあたっては大企業向けの会社法の細則に拘束されるものではない。そして原則として、すべての会社は、会社登記所を通して職業会計士の監査を受けた財務諸表を一般公衆に開示しなければならない⁶⁾。

18世紀初頭の免許主義による会社設立は、18世紀半ば以降のイギリス自由主義のなかから、1844年のジョイント・ストック・カンパニー法(Joint Stock Companies Act 1844)の制定に伴い、準則主義となった。その後、一定の要件を備えた場合であれば、登記によって設立が認められるという準則主義へ移行した。登記設立が認められることになったことから、公示(publicity)が義務づけられるようになった。

また、イギリスの会計基準設定主体である会計基準審議会(Accounting Standards Board: ASB)は、ディアンリング・レポートの提案⁷⁾により、アメリカの財務会計基準審議会(FASB)、IASCなどで行われた概念的フレームワークを参考にして、1991年から1994年にかけて「財務報告原則書(Statement of Principles for Financial Reporting: SPFR)」の公開草案を公にした。概念的フレームワークをもたない会計基準設定と会計基準の適用は、財務報告としての欠陥を露呈するものとして、個別の会計基準設定のための基準である概念的フレー

ムワーク、SPFRの作成がASBの関心事となった。ASBは、SPFR公開草案に修正を加えて、1999年12月に序を含む8つの章からなる中間報告SPFRを作成し、公表している。同SPFRの存在は、昨今のイギリスの会計基準設定と会計基準をめぐっての国際的調和化の一貫として最終段階を迎えている象徴として捉えることができる。

2 財務報告制度の枠組み

イギリスの財務報告は、3つの法律による枠組みの下で規制され、運用されている⁸⁾。

政府が立法した法令

特別に決定された問題または一層、低い權威の最終決定を伴わない付随的意見として裁判所が討議したに過ぎない問題として、いずれかによる裁判所の決定

口頭または文章でまだ示されていないが存在し、裁判所によって認識可能と思われる慣習法の体系

イギリスにおいては、すべての有限責任会社の個別財務諸表と連結財務諸表は、会社登記所に提出が義務づけられており、公開会社はアニュアルレポートを株主に送付することが義務づけられている。EU会社法指令第4号は、アニュアルレポートが公表されない場合、会社登記所での公衆利用ができるようにしなければならない旨、第47条1項にて規定している。

現行の会社法は、1989年に一部改正され

6) 85年会社法第242条。

7) ICAEW, *The Making of Accounting Standards (Report of Review Committee under the chairmanship of Sir Ron Dearing CB)*, 1988, paras. 5.5, 5.6, 7.2, 7.3.

8) 武田安弘稿「イギリスにおける財務情報ニーズと財務報告」『経営学研究(愛知学院大学)』第8巻第3号, 1999年2月号, 43頁。

た1985年会社法である。85年会社法は、計算書類について第226条(2)において、「貸借対照表は期末における会社の財政状態(the state of affairs)に関してTFVを提供しなければならず、損益計算書は当該会計期間の会社の損益に関してTFVを提供しなければならない」と規定している。TFVは、このようにイギリス会社法の最高規範概念となっている。EU会社法指令との調整の結果、貸借対照表及び損益計算書の形式と内容、注記形式で開示されるべき追加情報について1985年会社法の付則4は、詳細な会計規定を設けている。そしてこの規定への準拠を第226条(3)にて指示している。また、第226条(4)にて、付則4及び会社法のその他の規定に準拠して作成された計算書類がTFVを提供するのに不十分な場合、必要な範囲で追加情報を開示しなければならない、と規定している。さらに、イギリス会社法の特徴として、「離脱規定」⁹⁾をあげることができる。「特別の状況において関連規定への準拠がTFVの要請と一致しない場合には、取締役はTFVを提供するために必要な範囲で当該規定から離脱しなければならない。離脱が行われた場合には、その理由及び影響が計算書類に対する注記において示されなければならない。」これは、イギリスが慣習法の国であることから、厳格な法規への準拠性をとってはいないことを意味する。

1989年会社法においては、「計算書類が適用可能な会計基準に準拠して作成されたか否か、またそれからの重大な離脱があった場合にはその旨及びその理由が示されな

ければならない(付則4,36A条)が、85年会社法に新たに追加された。これは、会計基準に法に準ずる地位を認めたものと言える。

また、イギリスの企業形態は、会社(公開会社・私会社)、組合、個人企業に分けられる。公開会社・私会社においては、1985年会社法は次の書類の提出を義務づけている¹⁰⁾。

- (1) 年次申告書(annual return)
 -「会社登記所」届出用書類
- (2) 年次報告書及び計算書
 - (annual reports and accounts)
 -「年次株主総会」提出用書類
 - (2.1) 損益計算書及びグループ損益計算書
 - (2.2) 貸借対照表及びグループ貸借対照表
 - (2.3) 監査報告書
 - (2.4) 取締役報告書
 - (2.5) 計算書類注記

また、第1図「イギリスにおける会計基準設定体制」¹¹⁾は、現在の会計基準設定主体およびそのサポート体制を示している。

会計基準委員会(Accounting Standards Committee: ASC)は設立当初から、会計基準の国際的調和化を次のように意識してきた。「会計士団体は、会計基準の国際的調和化を推進することが重要だと考えている。会計士団体は、これまで、この調和を推進するために、一体となって、IASCの事業を支持してきた。そうした支持の一環として、会計基準は、それぞれ該当するIASとの関係を説明するためのセクションを設けている。ほとんどの場合、この会計基準に準拠すれば、IASにも準拠したことになる。そうでない場合、イギリスおよびアイルラン

9) 第226条(5)。

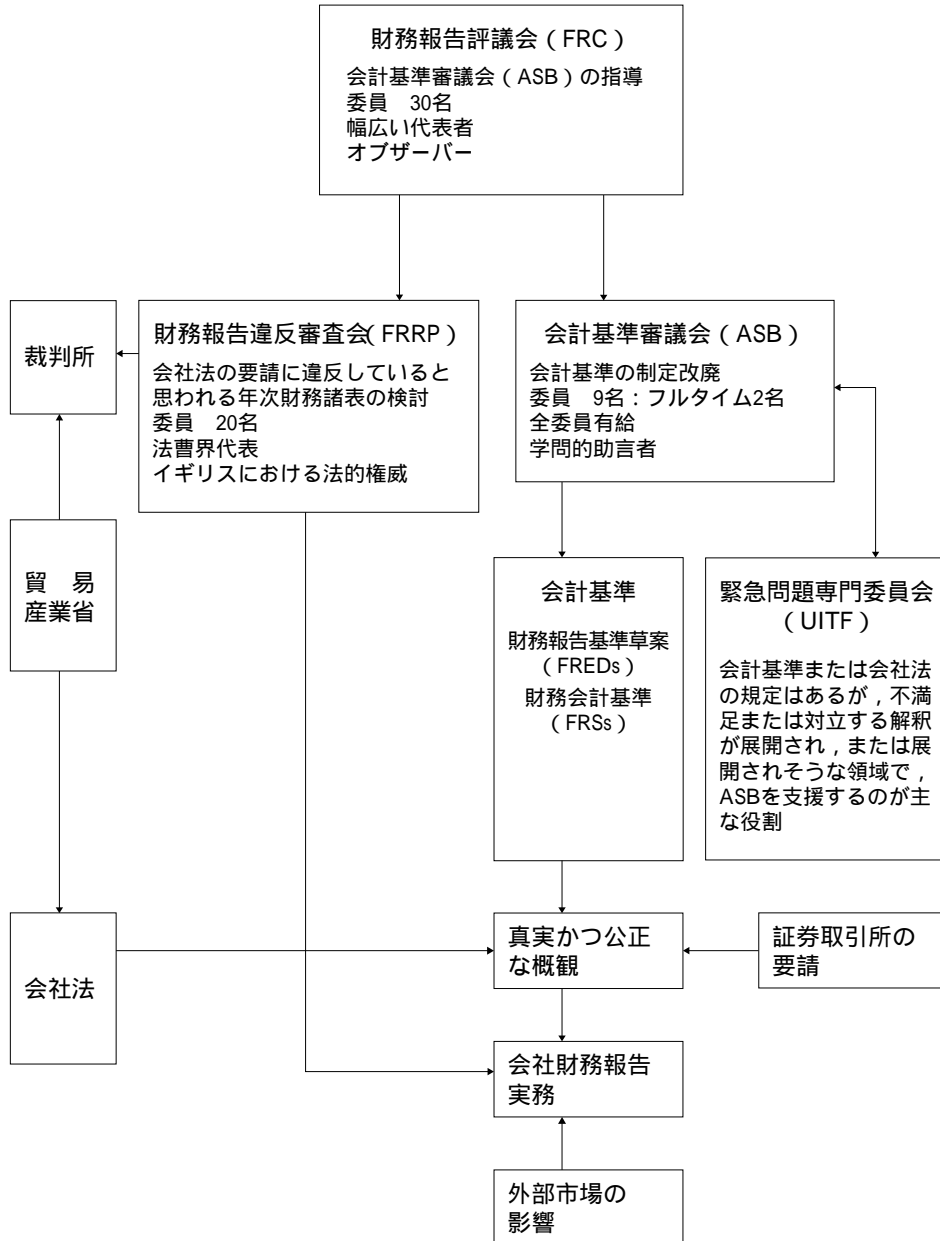
10) 権 泰殷編著『国際会計』創成社、1995年、48頁。

11) 武田安弘稿 前掲論文、46頁参照。

ドの会計基準のほうで、両者の相違を説明している。万が一、両基準が大きく相違することがあるとすれば、イギリスおよびア

イルランドの会計基準を採用することになる。」¹²⁾

第1図 イギリスにおける会計基準設定体制¹³⁾



12) 田名部雅文稿「イギリスにおける国際会計基準導入状況」『JICPAジャーナル』1996年11月号、28頁。
13) 武田安弘稿「前掲論文」、46頁。

2.1 プライベート・セクターによる 会計基準設定と財務報告基準書 (FRS)

会計基準設定主体との関連で財務報告制度の枠組みを考察すれば、イギリスはCOMMON・ローの体系の下で、会社法に詳細な会計規定が設定されることなく、会計実践は取締役または会計人の判断に委ねられてきた。1970年までは全英的に統一化された会計基準は存在せず、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)が1942年から69年にかけて公にした29の会計原則勧告書(Recommendations of Accounting Principles)が奨励されるべき原則として利用された。この勧告書は、ICAEWの会員を拘束する原則ではなかったため、企業間の会計実務は不統一なままであった。このような経緯から、会計実務の多様性に伴い発生する相違点を縮小し、会計実務に関する権威ある基準を設定するために、1970年1月にイギリスとアイルランドの職業会計士団体は、会計基準運営委員会(Accounting Standards Steering Committee: ASSC)を設置し、自己管理規制を図った。その後、イギリスにおける主要会計士団体が加盟し、1976年2月、同委員会は発展解消する形で、ASCとして生まれ変わった¹⁴⁾。ICAEWなどの6つの職業会計士団体が自己の名において会計団体諮問委員会(Consultative Committee of Accountancy Bodies: CCAB)との合同体制によって標準会計実務基準書(Statement of Standard Accounting Practice:

SSAP)を公表し、自主規制を開始した。ASCの主目的は、会計諸概念を定義して会員間で強制力をもつSSAPを作成することであった¹⁵⁾。SSAPは1990年7月までに25公表されたが、財務諸表の形式及び内容に関して会社法の規定を補足する役割を果たした。

SSAPは、ASC加盟6会計士団体のメンバーには強制力をもつが、あくまでSSAPは法律上の裏づけがあった訳ではなかったため、1980年になると、企業間でSSAPからの離脱や軽視する実務が多発することとなった。このような場合、すなわち、監査人は、SSAPから財務諸表が離脱している場合やTFVを示さない場合には、監査報告書に限定意見を付することが義務づけられた¹⁶⁾。したがってプライベート・セクターである自己規制機関としてのASCの基準設定能力や信頼性に対する批判が生じ、SSAPの法律上の権威づけが望まれるようになった。この点を検討するために、ディアリング(R. Dearing)を委員長とする再検討委員会が設置され、1988年9月、答申が公表された。その内容は主に5点にわたる。会計の概念的フレームワークの作成、会計基準の法的裏づけ、ASCに代えて、会計基準を独自の権限で作成・公表可能な会計基準審議会(Accounting Standards Board: ASB)の設置、ASBの指導・監督・資金援助機関としての財務報告評議会(Financial Reporting Council: FRC)の設置、会計基準に違反した大会社を審査する機関、財務報告違反審

14) Solomons D., "The Politicization of Accounting: The Impact of Politics on Accounting Standards," *The Journal of Accountancy*, Vol. 146, No.5, November 1978, pp. 65-72.

15) P.B.W. Miller and R.J. Redding, *The FASB: The People, the Process, and the Politics*, 2nd ed., Irwin, 1988, p. 9. 高橋治彦訳『財務会計基準審議会～その政治的メカニズム』同文館, 1989年, 21頁～23頁。

16) Cooper and Lybrand, *Accounting Comparisons UK/IAS*, Accounting Books, The Institute's Publisher, November 1996, p. 3.

査会(Financial Reporting Review Panel : FRRP)の設置である。その結果、1989年会社法において、先の～が採用され、法規制へと展開をとげた。

ASSCから受け継がれたASC・CCAB体制は1990年7月に崩壊し、同年8月にはその大任を後継のASBに譲っている。ASB、FRC、FRRPの3組織体制が確立された。

ASBは、FASBに類似した独立団体であり、会計基準を独立した立場から客観的な設定を可能とするものである。ASBは、その第一回会合にて、ASCが作成した22篇の現在のSSAPを承認し継承した。FRSにより、SSAP6・10・14、そして同23は差し替えられた。ASBは、独自に96年5月までに7篇の財務報告基準書(Financial Reporting Standards : FRS)を作成し公表した。FRSが、イギリスの一般に認められた会計原則(GAAP)となった。従来のSSAPにおいて欠点であった法的権限・強制力が与えられていない点については、これ以降、SSAPには法的権限が与えられ、強制力を得ることとなった¹⁷⁾。FRSに準拠しない会社は、会計基準からのいかなる離脱も、その説明と財務的影響の開示を義務づけられることになった。離脱審査機関としてのFRRPが新設されたことは、準法的基準としてSSAPおよびFRSの遵守に一定の強制力を付与することを意味する。イギリスの会計基準は、あくまでプライベートな基準設定主体により作成・公表されるため、会社法という強制法の庇護の下、法的権限が備わることになった。なお、FRSとなる前段階の草案は、

財務報告公開草案(Financial Reporting Exposure Draft : FRED)と呼ばれる。

また、1993年のFRS前文には、IASとの関係をめぐり次のような記述がある¹⁸⁾。「FRSは、国際的な動向に十分な注意を払って決められる。ASBは、IASCが国際的な財務報告を調和しようとしていることを支持する。そのような支持の一部としていずれのFRSにも、同一のテーマを取り扱ったIASとの関係を説明した一節を設けている。ほとんどの場合、FRSに準拠すれば、自動的に該当するIASにも準拠したことになる。会計基準の要件とIASが相違する場合は、ASBの会計基準の適用を受ける報告実体は会計基準に従うべきである。」これは、IASへの準拠性について、ASBがASCとまったく同様の立場をとることを改めて表明したものである。

2.2 概念的フレームワーク

1988年のディアリング・レポートの提案に基づいてASBは、FASBやIASCなどで行われている概念的フレームワーク作成作業を参考にしながら、1991年から1995年にかけて財務報告原則書(SPFR)の公開草案を公表した。概念的フレームワークの欠如は、会計基準設定と会計基準適用における欠陥をもたらすとの認識に立ち、個々の会計基準設定のための基準である概念的フレームワークの作成がASBによって手掛けられた。ASBは財務報告原則書草案に修正を加えた上で、中間報告を1999年12月に次の章建で公表している。序、第一章「財務

17) David Alexander and Simon Archer, *European Accounting Guide*, 2nd ed., Harcourt Brace Professional Publishing, 1995, p. 915.

武田安弘稿「イギリスにおける財務情報ニーズと財務報告」『経営学研究』第8巻第3号, 1999年2月, 43頁。

18) 田名部雅文稿「イギリスにおける国際会計基準導入状況」『JICPAジャーナル』1996年11月, 29頁。

諸表の目的」,第二章「報告事業体」,第三章「財務情報の質的特徴」,第四章「財務諸表の構成要素」,第五章「財務諸表における認識」,第六章「財務諸表における測定」,第七章「財務情報の表示」,第八章「その他の事業体における持分会計」である。(中間報告)SPFRは、個別解説を行う前に、総論的内容(SPFRの目的・立場・範囲、真実かつ公正な概観、設定プロセス、SPFRの改訂)について序の部分において解説している。そこで、序から第三章まで IASC フレームワークと FASB フレームワークを比較しつつ要約する。

2.2.1 序

- ・目的.....会計基準設定主体に対して現行基準の再検討・新基準の作成枠を提供し、財務諸表の利用者にとって、会計基準の設定方法や一般目的財務諸表により報告される情報の役割を助ける。また、財務諸表作成者ならびに同監査人に対して、適用可能な会計基準が存在しない項目で発生した問題を分析し検討する際に役立つこと(IASCフレームワークと同様)
- ・立場.....SPFRは、会計基準ではないし、会計基準と同等の立場をもつものでもない。財務諸表の作成・表示について特定の方法を求めるものではない。(FASBフレームワークでは、概念的フレームワークは特定項目・事象に関する会計処理基準・開示基準を設定するものではなく、将来の財務会計実務を評価するための基礎として役立つような諸概念および諸関係を構築することを特徴としている。概念的フレームワークは、具体的な個別基準を設定するのではなく、規則制定のために依拠可能な概念的基礎を提供する。)

- ・範囲(6項・9項).....財務情報の報告様式(対象)と報告事業体(主体)

報告様式には、3種類ある。特殊目的財務報告書(法定申告書、税務申告書などの権限ある機関から指定された様式による財務報告書)、一般目的財務報告書(特定目的で作成されない財務報告書)、そしてその他の財務情報(新聞記事、アナリストによる分析等、報告事業体自身が作成するものではないが、当該事業体についての財務情報)である。は、さらに2種類に分かれる。(i)一般目的財務諸表【年次財務報告書、中間財務諸表等】、(ii)その他の一般目的財務報告【取締役報告書、会長陳述書等および株主への挨拶等】)である。また、報告事業体には2種類ある。営利目的事業体(規模、民間・公的事業体であるかは問わない)、非営利事業体が含まれるが、いくつかの原則に対して、修正が加えられる場合がある。

- ・真実かつ公正な概観(10項~12項).....TFVは、イギリスにおける財務報告の中心概念であり、財務諸表の最高規範として会計実務に強い影響をもつ。TFVは、実務の変化に会計を機動的に対応させるため、会計実務展開に指針を提供する。財務諸表の利用者の合理的な期待を満足させるのに質と量において十分な情報が財務諸表に含まれることをその本質としている。ただし、情報利用者の期待は、時の経過と共に変化するため、ASBは、会計基準、その他の意見を通じて利用者の期待に応えながら、彼らに影響を及ぼすことになる。したがって、TFV概念の展開に貢献することが、SPFRに求められる。

ところで、SPFRは、TFVの内容を具体

的に定義していない。そのことによって、SPFRよりはむしろ法規・会計基準(それらが存在しない場合は、一般に認められた会計実践)が、財務諸表の内容を決定することになる。SPFRは、会計基準設定を支援するために設定された原則であるが、それをさらに支えているのは、TFV概念である。例示すれば、目的適合性・信頼性を強調する点は、財務情報の最重要な質的特徴としてあげることができる(13項)。FASB概念的フレームワークでは、TFVには言及されていない。また、IASC概念的フレームワーク(46項)においては、主要な質的特徴を備え、適切な会計基準を適用することによって、財務諸表はTFVを示す、と指摘するに留まっている。直接的には、取り扱わないこととしている。ここに相違点が認められる。

- ・設定プロセス(14項).....SPFRは、基準設定の際の考慮しなければならない一項目に過ぎないが、会計基準設定過程において、大きな役割を担っている。SPFRの他に、法律上の強制、コスト・ベネフィットについての検討、業種別問題、漸進的変革の要求、実施上の問題点などが、基準設定時に考慮される。
- ・SPFRの改訂(18項).....SPFRは、基準設定主体の経験や会計への考え方の変化に対応するために、必要に応じて、改訂される。この対応方法は、新たに発生した問題に直面した際、対処するためのルールを作り、実践を積み重ねた上で再検討を繰り返すという柔軟性をもった行動原理をもっており、先取的考え方であると言える。成文化された法律・会計基準が必ずしも完全なものではない点に着目し、これらに準拠することに決してとらわれ

ない所に、イギリス会計のTFVの特徴を見いだすことができる。

2.2.2 財務諸表の目的

SPFRは、FASB概念的フレームワーク(32項, 33項)、IASC概念的フレームワーク(12項)同様に、広範な利用者のための「意思決定・有用性アプローチ」を採用している。財務諸表の目的は、広範な情報利用者が経営者の受託責任の評価、経済的意思決定を実施する際に、事業体の財務業績・財政状態に関する有用な情報を提供することである(1.6項)。

・財務諸表の利用者

多くの人々が財務諸表に関心をもち、なかには潜在的利用者がいるため、事業体の活動・経済資源に関する財務情報を得るためには、一般目的財務報告に頼らざるを得ない。したがって、現在の投資家よりも広範囲の人々へ向けて財務諸表は作成される。SPFRは、これらの人々を財務諸表の利用者として想定している(1.1-2項)。利用者として(1.3項)、現在の投資家、将来の投資家(潜在的投資家)以下、あわせて「投資家」と呼ぶ。貸付者、取引相手・債権者、従業員、顧客、政府とその機関、一般大衆を列挙している。これらの利用者は、個別の目的で経済的意思決定をするための財務情報を必要とする(1.4項)。意思決定をするための内容により必要とする情報は同じではないが、それぞれ共通性はある。そこでSPFRは、企業の財務業績と財政状態を利用者による経済的意思決定に有用な情報の提供を財務諸表の目的とした。

ただし、財務諸表にも限界がある。すべての情報を財務諸表によって提供でき

ない。また、財務諸表の固有の限界で取引やその他の経済事象の結論を完全に反映させることはできない(1.8項)。このような財務諸表の限界を克服するために、財務諸表以外に補足情報を提供することが必要である(1.9項)。経済的意思決定をするために有用な情報として、追加的な情報を提供させることになるが、第2図はそれを示す。SPFR公開草案には存在しなかった財務情報区分概念図である。FASB概念的フレームワーク5号8項と類似しており、SPFRはFASBから相当の影響を受けていると言える。

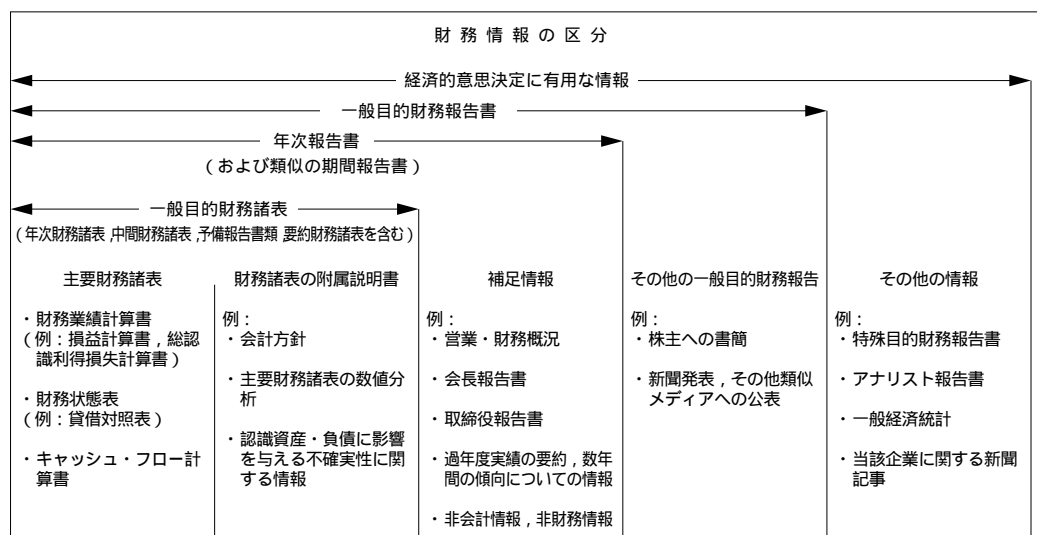
SPFRは、先述の から のなかでも、の投資家を主な利用者として位置づけている。投資家が求める情報は、財務諸表かその他の一般目的財務報告に含めるが、不要な情報は含めない(1.12項)、と規定している。投資家は、資本提供者として中・長期的に現金創出能力と財務適応性に焦点をあ

て、財務業績と財政状態を観察する。この関心に焦点の合った情報提供が必要である(1.10-11項)。いわゆる「意思決定・有用性アプローチ」である。IASBの概念的フレームワークも同様である(10項)が、FASBのフレームワークは投資・与信意思決定に有用な情報を提供するところに関心の焦点を向けていることから、投資家および債権者を主な利用者として位置づけている。

2.2.3 報告事業体

財務諸表の作成および公表は、本来、それを実施する必要がある事業体が行うべきであり、作成および公表の正当な理由のない事業体にまで要求されてはならない(2.1項)。正当な公表理由が存在して初めて財務諸表の作成および公表が正当化される。公表される財務諸表には、有用性が必要であり、かつ、提供コストよりも便益の方が大きいことが必要である(2.2項)。ただ、財務

第2図 財務情報区分概念図¹⁹⁾



19) ASB, *The Statement of Principles for Financial Reporting*, 1999, Introduction, p. 12.

諸表が示す情報が、有用であるためには、報告事業体が経済的にまとまりのある範囲を単位として財務諸表を作成しなければならない。そのことを決定するのは、アカウントビリティ(説明責任)である。どのような営業活動も、経済的資源も、事業体の支配下にあるか、否かのいずれかであるため、報告事業体の範囲を決定することが可能である(2.3項)。IASCの概念的フレームワークは、報告事業体の範囲について言及していないが、報告事業体の範囲決定に際し、SPFRは、直接支配、間接支配を想定している(2.6項)。

2.2.4 財務情報の質的特徴

FASB 概念フレームワーク2号の33項における階層化に近いものが、SPFRにおいて示されている。第3図が示すように、財務情報の有用性を構成する質的特徴として、SPFRは目的適合性、信頼性、比較可能性、そして理解可能性を列挙している。質的特徴とは、財務諸表が提供する情報が、利用者にとって有用なものとする属性をさしている。なお、階層的に説明している点はFASB 概念的フレームワークと類似している(2号33項)。

・目的適合性(3.2項から3.5項).....財務諸表利用者の経済的意思決定に役立ち得ることを言う。目的適合的な情報とは、予測価値または確認価値(FASBフレームワーク2号「フィードバック価値」に相当)をもつ。ある情報が利用者にとって過去、現在そして将来事象を評価・査定するのに役立つ場合、当該情報に予測価値がある。また、ある情報が利用者にとって各事象の評価・査定を確認し、修正するのに役立つ場合には、当該情報に確認価値があ

る。情報が確認価値と予測価値をともにもつこともありうる。

事象の評価をするために、財務諸表の情報を利用する能力は、財務情報の表示方法により、高められる。財務業績計算書が提示する情報の予測価値は、異常項目の開示や将来の異常項目から発生するところの利得・損失の評価に役立つ情報開示により高められる。そして、財務情報が目的適合性を最大にすることは、予測価値と確認価値を最大にすることを意味する。

・信頼性(3.9項から3.20項).....次の4つの場合に、情報の信頼性が与えられる。

情報内容が忠実に表現される場合

財務諸表における認識・測定・表示方法が当該取引、または事象の結果に正確に照応すること。財務諸表における取引、その他の事象を描くためには、それは(1)取引などから生じる権利義務およびその重要性(2)重要性を伴う権利がいかに特徴づけられるか(3)権利義務を描くために、いかなる測定基準、表示方法が適用されるか(4)そしてそれらは、取引その他の事象から生じる構成要素が財務諸表において表示される方法に依存する。これらの点において、ほとんどの財務情報は描こうとする場合、表現の忠実性が失われるというリスクを蒙りやすい。

情報に意図的偏り、構造的偏りが無い、中立性が確保される場合

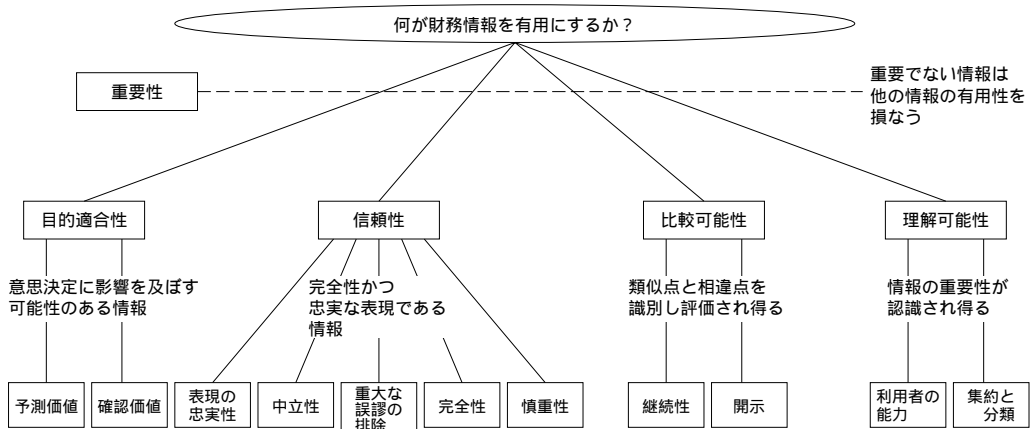
あらかじめ決められた成果、結果を達成するために、意思決定や判断に影響を与えるような方法で、選択・表示された財務情報は中立的であるとは言えない。

情報は重要性の範囲内で完全であり、誤謬が存在しない場合
 財務諸表により示される情報に表現の忠実性・中立性を求める場合、少なくとも、重要性の範囲で情報が完全で誤謬がないことが必要とされる。完全性は、相対的なものであるため、重要性の範囲内で完全であることが重要である。財務諸表は、事業体の財務業績、財政状態を高度に集約して表現するために、すべてを表現することは不可能である。不確実な状況下での財務諸表の作成にあたり、必要な判断を行使し、必要な見積もりを行うのに慎重性(注意)が払われる場合
 慎重性とは、不確実な状況下で評価を行う場合に必要とされる判断を行使する際の注意の程度を意味しており、利得・資産を過大評価しない、損失・負債を過小評価しないことを意味する。た

だし、不確実性が存在しない場合、慎重性を発揮する必要はない。したがって、秘密積立金、過大な準備金、意図的に過小評価した資産・利得、意図的に過大評価した負債・損失を作り出して慎重性を利用することは、適当ではない。もはや財務諸表は中立ではないし、信頼不可能であるからである。

- ・比較可能性(3.21項, 3.22項)
 財務業績、財政状態の傾向を把握するために、同一事業体の異なる会計期間(あるいは、ある時点間)の類似情報を比較し、および事業体の財務業績・財政状態を他の事業体と相対評価するために他事業体の類似の情報と比較し得ることをさす。比較可能性は、継続性、会計方針の開示によって立せられる。
- ・理解可能性(3.26項, 3.27項)
 利用者が情報の意味内容を十分に認識可能であることをさすが、財務情報を理

第3図 財務情報の質的特徴²⁰⁾



20) ASB, *op. cit.*, p. 34.

解可能か否かは、(A)取引その他の事業の結果が項目化され、集約され、分類される方法、(B)情報の表示方法、(C)利用者の能力に依存するFASB概念的フレームワーク40項の利用者固有の特性と情報固有の特性との連結環に相当する。

・重要性(3.28項, 3.29項)

財務情報のあらゆる情報を考慮する前に考慮済みである必要がある。これに情報が合格していなければ、この情報を考慮する必要はない。これまでの特徴が財務情報の有用性を高めるためにあるのに対して、重要性は結果として出てきた情報が財務諸表に掲載するだけの意味があるかどうかを問う点で、財務諸表すべての情報にまず求められる特徴である。重要性を欠く情報は、他の情報の理解可能性を損なうため、財務諸表から排除されなければならない。

・質的特徴の制約(3.33項)

目的適合性、信頼性、比較可能性、理解可能性の間で、衝突が生じた場合、財務諸表の目的に合致するような解決が図られる必要がある。

2.3 会社法による枠組み

イギリスの財務報告が制度として成立つために、会社法と会計基準が大きな役割を果たしている。会社法が会計に関する大きな枠を規定し、会計基準がより詳細かつ具体的な規定を提供している。近年のイギリス会計は、会社法においてEU指令の国内化を通して大陸諸国の影響を、会計基準においては基準設定機関及びそのプロジェクトを通してアメリカの影響を受けている。ここにイギリス財務報告制度の特徴を見いだすことができる。

なかでも、1980年までの会社法は、開示に関する規制が重要な役割であったが、現在では、会社法において認識・測定についての規定が導入されている。また、会社法に規定されていない開示が、会計基準に求められている。さらに、会社法において会計基準の概念が定義され、プライベート・セクターによる会計基準設定が実施に移されているとともに、もはや従前からの純粋なプライベート・セクター主導型の国とは言えなくなってきている点もイギリス財務報告制度の特徴と言える。

会社法には、財務諸表作成の最優先原則であるTFVという用語のみ用いられており、具体的な会計規定は頻繁な改訂を想定して附則の中に設定されている。1948年会社法第228条第2項では、「貸借対照表は期末現在の会社の業務状態に関してTFVを、損益計算書は会計期間の会社の損益に関してTFVを表示しなければならない」と規定するに留まり、TFVの内容については言及していない。TFVは、企業の経済取引、事象の真実な経済実態を反映するように偏見や虚偽がないように、重要事実の脱漏なく、真実かつ誠実に財務諸表を作成し表示することを求めている抽象的な概念であり、最終的には極めて主観的な客観化が困難な判断を介在させざるを得ない。大陸法(成文法)系の規定方式と異なり、曖昧さと抽象性を残すが、財務諸表の内容と様式に関する最高規範として他の諸規定に優先している。

1985年会社法は、イングランド、ウェールズ、スコットランドのグレート・ブリテン島に適用され、北アイルランドには適用されない。これは、地理的区分が歴史的・文化的・社会的風土の相違を認識し、会社法

の適用範囲に影響を与えた事例としてあげられる。北アイルランドには、1986年会社(北アイルランド)指令(Companies (Northern Ireland) Order 1986)が適用される。

現在の85年会社法は、48年会社法を基本法として、その後の67年、76年、80年、81年の変更法(基本法の一部を改正・補足した法)を統合した新たな基本法であり、89年会社法(変更法)によって改正されるに至っている。具体的には、85年会社法は、第221条から第262条にわたる第7編「財務諸表と監査」において、89年会社法第1条に置き換えられている。

EU指令との関連では、1980年にはEU2、81年にはEU4、89年にはEU7、EU8の各変更法が策定され、国内化を果たしている。特に、81年と89年の変更法においては、開示規定だけでなく、会計上の認識・測定に関する規定を導入している点に特徴がある。しかし、EU4のようにドイツ商法からの影響が強かった当初、結果的にEU指令の規定は、EU構成国に選択可能な規定と選択不可能な強制適用の規定が混在する事態となり、会社法と会計基準との間で不整合を生じさせた。EU指令の国内化に伴って、イギリスでは利用されていなかった自己株式積立金(Reserve for own shares)が、また、イギリス会計基準では認められていなかった後入先出法の適用が、会社法の貸借対照表様式に反映・記載される例もあった。投資不動産については、会社法上、該当する規定がなかったため、固定資産に対して減価償却が義務づけられている指令が適用された。

このため、この規定と投資不動産を原則として減価償却の対象としない会計基準との間で対立が生じた²¹⁾。2000年現在、このような選択肢のないようにする作業が進められ、大陸法系の国々との調整も進んでいる。

会社法は、TFVという最優先原則を堅持したまま、会計規定・基準からの離脱を正当化している。1989年会社法は、第226条第1項(5)において「離脱規定」を設けている。「特別の状況において関連規定への準拠が真実かつ公正な概観の要請と一致しない場合には、取締役は真実かつ公正な概観を提供するために必要な範囲で当該規定から離脱しなければならない。離脱が行われた場合には、その理由及び影響が計算書類に対する注記において示されなければならない。」これは、イギリスが慣習法の国であることから、厳格な法規への準拠性をとっていないことを意味する。ここにイギリス会計は、TFVとともに大きな特徴を有する。

イギリスにおける会社は公開会社(public limited company: PLC)と私会社(private limited company: Ltd.)が主たる有限責任会社であり、その他の形態の会社はわずかしが存在しない。PLCは広く一般から株式や社債を発行することによって資金調達を可能とされているのに対して、Ltd.はそれができない。ただし、PLCが上場企業ではない点に注意を要する²²⁾。

PLCとLtd.をあわせると1999年末現在、約960,000社あるが、会社法による会計規制の対象となる。Ltd.は銀行や保険会社などの一部の例外を除いて、その規模によって大・中・小に区分される。中・小規模会

21) Ernst & Young, *World Accounting*, New York, 1993, UK, p. 53.

22) Haskins Mark E., Ferris Kenneth R., Selling Thomas I., *International Financial Reporting and Analysis*, 2nd edition, Irwin McGraw-Hill, 2000, p. 240.

社については、規定の適用が一部軽減される。なお、区分の基準として3つある。売上高(小会社は£280万未満, 中会社は£280万以上, £1,120万未満), 資産総額(小会社は£140万未満, 中会社は£140万以上, £560万未満) 従業員数(小会社は50人未満, 中会社は50人以上, 250人未満)である。このうち、2つ以上の条件を充足すると該当する規模の会社と認定される。PLCについては、これらの基準に合致していなくとも、規模による区分は認められない。

3 会計職業と監査制度

イギリスの職業としての会計士は、16世紀頃より見受けられる。会計士制度は、イギリスの経済が発展すると共に確立し、イギリス商人が植民地を中心に移民するにつれ、旧イギリス連邦諸国へ継受された。イギリスにおいて最初に設立された会計士協会は、1854年のエジンバラ会計士協会である。当時の会計士の主な職務は、破産処理業務、被信託人業務及び遺産管理人業務に関した業務であった²³⁾。

公認会計士に相当するのは、勅許会計士(Chartered Accountant: CA)である。この職業会計士団体としては イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW), スコットランド勅許会計士協会(ICAS), アイルランド勅許会計士協会(ICAI), 勅許認可会計士連盟(ACCA), 金融及び会計勅許協会(CIPFA)及び 勅許管理会計士

協会(CIMA)の6つがある。現在、からまでのメンバーの主な職務は、監査人として監査である。1970年代末までは、全域にわたって統一された会計基準設定主体は存在せず、国内の統一会計基準も存在しなかったが²⁴⁾、現在の職業会計士団体は、1990年にASBが設立されることによって、基準設定に関する職務は外されたものの、監査以外の会計問題に関する政府関係の法令作成など、依然として積極的に関与している。

会計監査は、1844年会社法によって義務づけられたが、1948年会社法において監査を行う法定監査人の資格要件として貿易省の認可した会計士資格認定団体(Recognized Qualifying Bodies: RQB)から会計士の資格を取得し、会計士管理団体(Recognized Supervisory Bodies: RSB)に所属しなければならない、と規定している。このことは、先述の6会計士協会のうち、からのメンバーであることを意味する。1989年会社法は、EU(監査人の資格)を国内化した。

監査人が作成する監査報告書は、貸借対照表及び損益計算書が会社法の規定にしたがって作成されているかどうか、ならびにそれら財務諸表及び連結財務諸表が会社あるいは企業集団の財政状態及び経営成績の結果についてTFVを示しているか、について報告する。イギリス会社法が義務づけているのは、財務諸表に関する会計士監査に限定される。

なお、イギリス会社法は内部監査につい

23) 小澤康人・佐々木重人訳『近代アメリカ会計発達史～イギリス会計の影響力を中心に～』同文館、1993年、92頁～93頁。

24) David Alexander and Simon Archer, *European Accounting Guide*, 2nd edition, Harcourt Brace Professional Publishing, 1995, p. 915.

ては義務づけをしていない。内部監査人は通常株主総会で株主によって任命される。仮に、貿易省によって承認されている会計士団体が株主の一員であった場合、その集団が監査人として任命されることができる。さらに、アメリカの公認会計士のように個人がイギリス以外の国において同様の資格を得ているならば、貿易産業省により権限を与えられる場合もある。

4 財務諸表とその他の情報の開示

イギリスにおいては、すべての有限責任会社の個別財務諸表と連結財務諸表は、会社登記所に提出が義務づけられており、公開会社(PLC)はアニュアルレポートを株主に送付する必要がある。EU4では、アニュアルレポートが公表されていない場合、会社登記所での公衆利用ができるようにしなければならない旨、第47条1項にて規定されている。

イギリスのすべての企業は、監査、計算書類(貸借対照表、損益計算書、附属説明書(notes)、取締役報告書、監査報告書)の作成、及び計算書類の登記所への提出が義務づけられている。だが、小会社の場合、大会社のような詳細な貸借対照表、附属説明書、取締役報告書の作成義務はなく、また登記所への提出書類も簡略化された貸借対

照表、附属説明書、そして監査報告書だけでよいことになっている²⁵⁾。1995年からは売上高£35万未満のLtd.に対する監査が免除されている²⁶⁾。中会社の場合も、登記所への提出書類としての損益計算書の簡略化、附属説明書における売上高の明細報告の免除が認められている。このような規模に基づく報告も、EU指令の国内化に伴ってイギリスに導入されたものである。また、新たな動向として、保有利得(未実現利益)の開示をめぐり総認識利得損失計算書(Statement of Total Recognised Gains and Losses)などを、イギリス会計の動向として注目しなければならない。

4.1 アニュアルレポートによる情報開示

EU4の第47節第1項は、上場企業はアニュアルレポートを株主へ送付するか、公表しない場合は、登記所で公衆に縦覧しなければならない、と規定している。ASBの活動により、近年、その内容はかなり拡充されてきており、情報利用者の関心が、コーポレート・ガバナンス(企業統治)及び特に取締役の報酬に対して高まってきている経緯が反映されている²⁷⁾。アニュアルレポートには、通常、次のような項目があげられる²⁸⁾。財務ハイライト、会長挨拶、筆頭経営者の業務報告、営業と財務のレビュー、取締役報告書、報酬委員会

25) Chopping, David and Len Skerratt, *Applying GAAP 1995/96: A Practical Guide to Financial Reporting*, Kent, 1995, pp. 592-603.

26) Nobes, Christopher and Robert Parker, *Comparative International Accounting*, 4th ed., Hertfordshire, 1995, p. 190.

27) Nobes, Christopher and Parker Robert, *Comparative International Accounting*, 5th ed., 1998, p. 109.

28) Laidler J. & Donaghy P., *Understanding UK Annual Reports & Accounting, A Case Study Approach*, 1998, p. 45. アニュアルレポートは“Annual Report and Accounts”、“Annual Report”、“Report and Accounts”などのタイトルが付けられる。

報告書, コーポレート・ガバナンスに関する報告, 財務諸表及び同注記, 監査報告書, 株式に関する情報。なお, アニュアルレポートによっては, 前後するが, 株主総会の告知, アメリカドルへの換算, アメリカの会計原則との調整, 地域別の会社の所在, 取締役会の構成または取締役及び上級管理者の氏名, 企業集団の主な子会社, 過去5年間の財務諸表の要約(レビュー), アニュアルレポートで用いられている用語解説などが付される。

また, アニュアルレポートとは別に, アニュアルレビューを発行している会社もある。財務ハイライト, 会長と企業集団の筆頭経営者の戦略と株主価値創造への配慮, 事業計画, 社会貢献などの報告, 要約財務諸表, 要約財務指標, 要約報酬委員会報告, 取締役会の構成, 株主情報などが記載されている。

次に, アニュアルレポートにおける項目について個別に検討する。

4.2 コーポレート・ガバナンスに関する報告

会社の財務方針を設定し, 統制しつつ実施に移し, それを株主などの財務諸表利用者へ伝達する取締役の役割をコーポレート・ガバナンスと呼ぶ²⁹⁾。この役割に関する問題をめぐって, 1991年5月にFRC, ロンドン証券取引所, 主要会計士団体によりキャドベリー委員会(Cadbury Committee)が設置され, 次の4つの問題についての報告書が求められた。上場企業の財務諸表

で信頼性の低いものを識別すること, 上場企業の財務諸表利用者が監査人に期待する安全性を提供できない監査人を識別すること, 上場企業の取締役の報酬が異常に高いことに関心をもつこと, 上場企業のコーポレート・ガバナンス。同委員会は, 1992年12月に報告書を作成し, 「最良の実務規則(Code of Best Practice)」と「企業の取締役に対する勧告書」として公表した。この規則は, ロンドン証券取引所に歓迎され, 上場企業にこの規則の6つの要請を採用することを勧告した。会計は実務において, 一層, オープンで率直でなければならぬ。取締役会は, 会社を含むすべての主な取引を考慮しなければならない。これは, 取締役会に今, 何をしようとしているのか, すべてを確実に知らしめることと, 会社または取締役がこの規則を遵守しない時には, 取締役にその責めを負わせることも含む。取締役は, 当該企業が継続企業であることを示し, その点を正当化できなければならない。すべての上場企業は, この規則の条件に準拠しなければならない。

この条件に準拠しない虞ある上場企業は, その財務諸表と取締役報告書において, なぜ準拠しないのか, 説明しなければならない。この説明については, 監査人によるレビューが必要である。この結果, すべての上場企業は, 企業が継続企業であるという報告ならびにガバナンスに関する監査報告書と共に, 企業の監査委員会とその内部統制組織の詳細を提供することが義務づけられた³⁰⁾。

29) Grier Nicolas, *UK Company Law*, John Wiley & Sons, 1998, p. 349.

30) Nobes, Christopher and Parker Robert, *Comparative International Accounting*, 5th ed., 1998, p. 110.

4.3 財務諸表及び同注記³¹⁾

アニュアルレポートで開示される財務諸表は、会社法第238条第1項で義務づけられている監査済連結損益計算書・連結貸借対照表と親会社の個別貸借対照表、これらの財務諸表の注記ほか、連結キャッシュフロー計算書および財務報告基準第3号で求められている総認識利得損失計算書、株主資金変動調整表(Reconciliation of Movements in Shareholders' Funds)、および取得原価主義による損益に関する明細表である。財務諸表は、二期の金額が併記して示されるが、EU4に準拠したものである。

連結損益計算書……例外項目の加減前利益、例外項目の金額、例外項目加減後の利益に分けて表記。営業費用は費目別ではなく、営業費用のもとに一括表示。主な営業費用の内訳は、注記。少数株主利益は、税引後の通常の活動による当期利益から控除する形式で表示。その控除後の利益が当期純利益として示され、その後に配当額を控除して当該年度の留保利益が表示される。脚注に普通株式1株あたりの利益を明示。連結貸借対照表と親会社の個別貸借対照表……「企業集団の連結貸借対照表の金額」と「親会社の貸借対照表の金額」を併記する形式と、「連結貸借対照表」とその他の「連結財務諸表」表示後に親会社の個別貸借対照表を表示する形式がある。アニュアルレポートでは、報告式が採用されるが、その計算表示には、資産合計から流動負債を控除した金額の計算表示で終了する形式と、純資産で終了する形式がある。前者の

場合、イギリスでは固定性配列法を採用しているため、まず固定資産、流動資産、短期債務合計を表示して、流動資産合計から短期債務合計を差し引いて正味流動資産・負債を計算表示し、固定資産合計に正味流動資産を加えて、資産から流動負債を控除した金額表示で終了する。その後、長期債務、引当金、資本金および積立金が表示され、株主持分資金で終わる。後者の場合、正味流動資産・負債の計算表示の後、長期債務と引当金を区分表示して控除して、純資産を計算表示して終了する。その後、資本の部を表示し、株主資金額の計算表示で終わる。少数株主の表示は、負債と資本の間に表示する場合と、資本の部に親会社株主の資本および積立金を明示して(親会社)株主資金を計算表示した後、これに加算する形式で少数株主持分を表示する場合がある。後者は、親会社持分と区別して資本の部に表示することから、経済的単一体説に因る少数株主持分表示ということになる。

貸借対照表において、正味流動資産・負債を計算表示する形式は、固定性配列法による表示方法より、分析的である。また、親会社の個別貸借対照表が表示されるのは、親会社の株主に対して、配当可能利益に関する情報を提供することにより、株主価値の評価に役立てるためと考えられる。

連結キャッシュフロー計算書……営業活動からの正味キャッシュインフロー表示を開始し、投資による報酬および財務費用、税金、投資活動、財務活動に

31) 武田安弘稿「イギリスにおける財務情報ニーズと財務報告」『経営学研究』第8巻第3号、1999年2月、52頁～54頁。

よる正味キャッシュフローを表示し、当期におけるキャッシュフローの増減額を計算表示する。営業活動からの正味キャッシュインフローの計算は、注記で開示される。また、正味キャッシュフローと正味負債の変動の調整表が注記で開示される。小規模会社、一部の完全所有子会社、建設協会、生命保険相互会社は、キャッシュフロー計算書の作成が免除される。イギリスのキャッシュフロー計算書の表示は、FASB、IASによる営業・投資・財務活動に伴う区分とは相当異なる。しかも、改訂FRS1における、従来の資金概念である現金預金および現金同等物から当座借越を控除したもものから、現金預金と当座借越になったこと、正味キャッシュフローと正味負債の変動の調整の注記を開示することでも、特徴がある。

総認識利得損失計算書.....総認識利得損失計算書は、損益計算書を通じて計算された損益と、有形固定資産の未実現再評価損益のような損益計算書を通じないで認識される損益を結合する目的で作成される。当期の通常の活動による利益または当期純利益(損益計算書で計算表示)に、土地建物の評価減や在外正味投資に基づく為替換算差額を加減して、当期に認識された総利得損失を計算表示し、これに会計方針の変更による過年度損益修正額を加減して、前期以来認識された総損益を計算表示する。

株主資金変動調整表.....当期における資本の変動原因を表示する計算書で、1997年改訂のIAS1「財務諸表の表示」の株主持分変動計算書に該当する。株

主に対する経営者の受託責任を明らかにする計算書である。

取得原価主義による損益に関する明細表(note on historical cost profits and losses).....取得原価基準に基づき、償却資産の再評価をしないとすれば、企業の税引前利益とその留保利益はどのようになるかを計算表示する計算書である。この計算書は、税引前の通常の活動による利益、過年度の土地建物の再評価益の実現額、および取得原価による減価償却費と再評価後の金額に基づいて計算された当期の減価償却費との差額を加算して、税引後の通常活動による取得原価による利益を計算表示するものである。その下に、税金、少数株主持分、配当控除後における留保された取得原価による当期利益を表示している。したがって、この計算書は、固定資産が再評価されることから、取得原価基準および実現主義に修正後の当期利益を表示して、配当可能利益の当期増減額を表示するものである。

会社法付則第4(3)の第36は、会計方針の開示として企業の貸借対照表に示される項目の金額および損益を決定するに際して、企業により採用された会計方針を示さなければならないと規定していることから、多くの財務諸表において、冒頭もしくは注記の中で会計方針が開示されている。

5 連結財務諸表

1933年、ロンドン証券取引所は連結財務諸表の公表に関する規則を表した。第二次世界大戦によって当時の上場企業には適用されずに終わったが、企業サイドからの連

結財務諸表の開示に対する反対運動は対戦の影響から大幅に後退した。同時に、情報利用者サイドからの情報開示要求についてもトーンダウンした。1945年のコーエン委員会の勧告を受けて、ヨーロッパで初めてイギリスは、1947年会社法(1948年会社法に統合)において、持株会社に対して連結財務諸表の公表を要求した。1948年会社法は、1967年の会社法改正、1985年会社法の整理統合を経て、EU会社法指令第7号への準拠をめざした1989年会社法に至るまで、そのまま引き継がれた。

イギリスでは、1948年会社法によって連結財務諸表が法律的に強制されるようになったが、具体的な会計処理法にまでは規定していなかった。そこで職業会計士団体が会計基準の設定に取り組むことになった。ICAEWが1977年7月に公開草案第20号「グループ財務諸表」を公表した。1978年9月には、ICAEW内に設けられたASCがSSAP14「グループ財務諸表」を公表した。グループ財務諸表は、原則として連結財務諸表の形態をとってはいるが、必ずしもそれだけをさしているのではなく、さまざまなそれに代わる表示形式が認められていた。1989年会社法において初めて、グループ財務諸表は原則として連結財務諸表でなければならず、と規定された。(第227条(2))

SSAP14は、イギリスで初めての連結会計基準書である。この基準書は、1985年の会社法で国内法化された。この基準書の公表前後から会計基準と法律の関係の曖昧さが論争の原因となり、1988年の「会計基準づくり」についてのディアリング委員会報告を待つこととなった。その結果、会計実

務規制に利害が絡む広範囲の機関により支援された財務報告評議会(FRC)の下で、会計基準設定のための新しいフレームワークが導入されることになった。その間に、1983年6月には、EU会社法指令第7号が制定され、これによりイギリス1985年会社法(1989年会社法により改正された)として国内法化されたが、新たな会社法の規定は、会計基準書とは相違することになった。1990年6月、ASCが公開草案「連結財務諸表」を公表した。その後、1990年12月、新しく会計基準設定主体となったASBがSSAP14を吸収する形で中間報告書(Interim Statement)「連結財務諸表」を公表し、会社法と会計基準書の目的が同一となるように調整された。この中間報告書を最終的なものとする方向で、調整が図られた結果、1992年7月にFRS2「子会社の会計」が公表された。これは、国際的に調和を果たした基準である。³²⁾

現在の連結会計は、主に3つの制度上でなりたっている。

- ・EU会社法指令第7号によった1989年会社法
- ・1992年7月に採択され、1992年12月以降に採用されるようになったFRS2【FRS2は、会社法を適用するための施行令にあたるものであり、必要に応じて会社法の条文を補足する。(FRS2, p. 9, footnote)ただし、1985年会社法付則4Aが、現在有効であることから、連結会計の手続きについて詳細な規定を行っている。】
- ・関連会社に関するSSAP1「持分法」

なお、TFVにより、現行法規定の遵守が困難である場合には、法規からの離脱を正当

32) 山地範明著『連結会計の生成と発展』中央経済社、1997年、244頁。

化するのであるが、対立する会計実務と会社法の衝突は回避されるものの、この規定の濫用による粉飾の恐れを気にしなくてはならなくなる。TFVの適用は一定のところで制限されるべきであり、TFVとはいかなるものであるのか、明確にされなければならない。この点で問題が残る。³³⁾

中小の規模の区分は、次に示す3つの区分による。売上高(小会社:280万ポンド未満, 中会社:280万ポンド以上, 1,120万ポンド未満) 資産総額(小会社:140万ポンド未満, 中会社:140万ポンド以上, 560万ポンド未満), 従業員数(小会社:50人未満, 中会社:50人以上, 250人未満)のな

かで、2つ以上の条件を満たす場合に、該当する規模の会社と認定される。なお、公開会社については、たとえこれらの基準に該当していても、規模による区分の適用は受けられない。親会社が設立初年度の場合には、当該年度がこの基準に該当すればよく、それ以降の年度は、当該年度と前年度が該当すれば小・中規模グループとして認められる。また、前年度については要件を満たしている、あるいは前期に該当するとして取り扱われ、当期は要件を満たしている場合には、該当するものとして取り扱われる。ある年度に要件を2つ以上充足した場合、当該グループは小・中規模グループとなる。

小・中規模グループ判断基準(会社法第249条)

| | 小規模グループ | 中規模グループ |
|-------|----------------------------------|------------------------------------|
| 総売上高 | 連結消去前 336万ポンド 連結消去後 280万ポンド以下 | 連結消去前 1344万ポンド 連結消去後 1120万ポンド以下 |
| 総資産高 | 連結消去前 168万ポンド 連結消去後 140万ポンド以下 | 連結消去前 672万ポンド 連結消去後 560万ポンド以下 |
| 総従業員数 | 50人以下 | 250人以上 |

イギリスでは、すべての会社に対して、監査・計算書類(貸借対照表、損益計算書、付属説明書(notes)、取締役報告書、監査報告書)の作成と計算書類の登記担当者(Registrar)への提出を義務づけられている。小会社の場合は、大会社のような詳細な貸借対照表、付属説明書、取締役報告書の作成義務はなく、登記担当者への提出書類も簡素化されている。簡略な貸借対照表、付属説明書、そして監査報告書だけでよいことになっている。1995年からは、売上高

が35万ポンド未満の私会社に対する監査も免除されている。中会社については、登記担当者への提出書類の一部である損益計算書の簡素化と、付属説明書の売上高の明細報告が免除されている³⁴⁾。こうした会社の規模別報告は、EU会社法指令の国内化に伴ってイギリスに導入された結果である。

5.1 連結財務諸表の作成と連結範囲

連結財務諸表をめぐっては、1985年会社法、1989年改正(以下、会社法)そしてFRS2

33) Nobes, Christopher and Robert Parker, *Comparative International Accounting*, 4th ed., Hertfordshire, 1995, p. 177.

34) *Ibid.*, p. 190.

「子会社の会計」において、作成義務の概要及び作成義務者が規定されている。なお、後者はその目的の脚注部分で、「会社法には連結財務諸表についての詳細規定がある。FRS2においては、会社法の規定を検討して必要に応じて規定を追加している」と述べて、両者の関係を明らかにしている。同脚注において、財務諸表のことを会社法上では“accounts”，FRS上では“financial statements”と同義語として用いている。

連結財務諸表の作成義務者は、「もし、ある事業年度末に親会社であれば、取締役は個別財務諸表とともにグループ財務諸表を作成しなければならない」と規定している(会社法第227条)。グループ財務諸表は連結財務諸表のことを意味することを述べている(同条第2項)。FRS2は、第20項で「すべての親会社は、第21項の免除規定に該当する場合を除いて、連結財務諸表を作成しなければならない」と規定している。

会社法第258条で、次のいずれかに該当する場合を親会社と定義している。

ある企業が他の企業の議決権の過半数を所有している場合

ある企業が他の企業の構成員であり、他の企業の取締役会の過半数を選任・任する権利を有する場合

ある企業が他の企業に対して覚書(memorandum)あるいは定款(articles)または支配契約に基づき支配的な影響力を行使する権利を有する場合

ある企業が他の企業の構成員であり、他の企業の議決権の過半数を他の株主

や構成員との取り決めによって単独で支配している場合

会社法第258条第2項の目的上、ある企業の子会社が他の企業の構成員である場合、あるいは他の企業の株式がある企業あるいはある企業の子会社の代理人により保有されている場合にも、ある企業は他の企業の構成員として取り扱われる。

また、ある企業が他の企業に対して参加持分(participating interest)を保有し、かつ実際にこの企業に対して支配する影響力を行使しているか、もしくはある企業と当該子会社が統一的に経営管理上、指揮下におかれている場合も、ある企業は親会社となる。親会社は子会社の子会社に対しても、親会社である。³⁵⁾

5.2 作成の免除

会社法に基づいて会社が連結財務諸表の作成を免除される場合が2つある。

当該子会社がEU構成国の法律により設立された親会社の直接の子会社であり、次の要件のうち1つを満足した場合(会社法第228条)

- ・当該会社が直接の親会社からの100%所有子会社であること。
- ・親会社が当該会社の株式の50%超を所有し、残りの株式の過半数あるいは会社の株式合計の5%の所有者から連結財務諸表作成の請求がないこと。この請求は、前年度終了日から6か月以内に行わなくてはならない。

さらに、この免除規定を受けるために

35) 会社法第258条。

企業の議決権(会社法附則10A第2条)。

取締役の過半数を選任し、あるいは解任する権利(同法附則10A第3条)。

会社法第260条参加持分。

は、次のすべての条件を充足させなければならぬ。

- ・ EU 構成国の法律により設立された親会社によって作成される同一営業年度の同一日、あるいはそれより早い日付の連結財務諸表に含まれること
- ・ EU 第7号指令に準拠した法律にしたがって、当該連結財務諸表は作成され監査されており、かつ、親会社の年次報告書も同様の法律によって作成されていること
- ・ その会社は、個別財務諸表において連結財務諸表作成及び開示の免除を受けていることを記載すること
- ・ 連結財務諸表を作成している親会社の名称を以下の要領で個別財務諸表に記載すること
 - (i) 親会社がグレート・ブリテン島以外で設立されている場合は、設立された国名
 - (ii) 親会社がグレート・ブリテン島で設立されている場合は、イングランド、ウェールズ、あるいはスコットランドで登記されている旨
 - (iii) 法人化されていない場合、主な事業所の住所

個別財務諸表を登記官に提出する期間内に、登記官に親会社の連結財務諸表及び年次報告書の写しに監査報告書を添えて提出財務諸表や報告書に含まれる書類が英語以外で記載されている場合、翻訳証明をつけた英語版の書類を添付しなければならない。

この免除規定は、会社の有価証券がEU構成国のいずれかの証券市場で上場している場合には受けることはできない。

グループが小・中規模グループの基準

に該当し、かつ、グループの構成員が次の限定事項に該当しない場合(会社法第248条)

- グループの構成員のなかに、次のものが含まれていないことが限定事項である。
- (1) 公開会社あるいは合法的に株式や社債を公募することが可能な法人
 - (2) 1987年銀行法で認められた機関
 - (3) 1982年保険会社法第2章に該当する保険会社
 - (4) 1986年金融サービス法の下で資格が与えられているもの

6 国際会計基準との関係

SSAPにおいては、IASに準拠する旨明記されているが、イギリス会計は次の点でより詳細な規定を設けている。

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で表示されなければならない点は同様だが、原価は先入先出法か、平均原価法によって評価される。後入先出法は認められない点にイギリスの特徴がある。

減価償却は、IASにおいて償却性資産の定義として「1年を越えて使用され、有限の耐用年数、企業の便益のために保有する」とあるが、イギリスの場合、「有限の経済的耐用年数を有するすべての固定資産」を減価償却の対象としている。定額法と定率法が認められている。なお、投資不動産は公開市場での価値で計上されなければならない。20年以下でリースを受けている場合以外は、減価償却は不可である。IASは、有形固定資産として処理された投資不動産については減価償却が行われなければならないが、長期投資として処理された投資不動産は、減価償却されない。ただ、イギリ

スの場合、投資不動産が主要企業の総資産の重要な部分を占める時は、通常、年次ベースで公認の専門的資格を有する者による評価が実施され、少なくとも5年ごとに外部の職業鑑定人による評価が実施される。マイナスの再評価準備金は損益計算書に計上しない。総認識利得損失計算書に「投資再評価準備金」の変動として表示させる。また、個々の投資不動産の価値に回収不能な減価が予想される場合、損益計算書に費用計上する実務が勧告される。売却損益は、投資不動産の帳簿価額に基づいて計算され、損益計算書に貸記または借記される。重要な場合、売却損益は損益計算書上、営業利益の後に別記されなければならない。再評価準備金の残高のうち、売却した部分は、準備金の増減として利益剰余金に振り替えなければならない。暖簾の償却をめぐって、IASの場合、正の暖簾は資産として計上し、より長期の償却期間(最長20年)を用いる正当な理由がない場合には、5年以内の見積経済的耐用年数にわたって費用として償却しなければならない。資産計上された暖簾の価値は、毎年、見直し、回復不可能な減価に対しては引当金を設定しなければならない。資本の部にチャージすることで、即時償却することは認められない。イギリスの場合、正の暖簾は、準備金を直接減額する方法が望ましいが、資産とした上で、耐用年数にわたり償却することも認められている。償却期限の上限は規定されていないが、実務上、20年を越えることは稀である。IASの場合、負の暖簾は、可能な限り取得した非貨幣資産の公正価値から減額しなければならない。控除しきれない超過額は、繰延利益として処理し、見積経済的耐用年数にわたって規則的な方法で損益計算

書に計上しなければならない。この耐用年数は、最長20年といった長期の償却期間を用いる正当理由がない場合には、5年を越えることができない。この処理に代えて、負の暖簾の全額を繰延利益として貸記し、上記の処理をすることもできる。イギリスの場合、負の暖簾は、直接、準備金に貸記され、正の暖簾はこの準備金と相殺消去できる点に特徴がある。

会計方針の変更は、「真実かつ公正な概観」規定に基づき報告企業の経営成績および財政状態のより適正な表示をもたらす場合にのみ実施することができる。変更の影響が重要な場合、会計方針の変更を反映させるために過年度修正をしなければならない。また、過年度の比較数値は書き改められ、留保利益の期首残高は累積的影響に対して修正されなければならない。この累積的な修正は、当期の総認識利得・損失計算書の脚注部分に記載し、「株主持分変動調整表」において開示しなければならない。開示方針の詳細な新旧比較、変更理由および変更が当年度と過年度に及ぼした影響は、財務諸表に開示しなければならない。

有形固定資産は、市場価値または再調達原価に評価替することが可能である。評価替によって生ずる評価益と回収可能な評価損は、分配不能な再評価準備金に記入し、総認識利得・損失計算書の上に表示される。ここに特徴が認められる。また、回収の見込まれない評価減に対しては、引当金の設定が必要である。この引当金は、評価減を実施した期間の損益計算書を経由して設定しなければならない。この点はIASと同様であるが、固定資産の処分損益で重要性のあるものは、損益計算書上、営業利益の次に別掲される。これはイギリス会計の特徴

である。

国庫助成金は、受領済条件を充足し、かつ、対象となった支出と一般に対応関係にある場合にのみ損益計算書に認識されなければならない。認識を待機している金額は、繰延利益として貸借対照表に含めなければならない。

在外事業体の外貨表示財務諸表の換算会計は、決算日レート法とテンポラル法のうちのいずれかの方法で換算できる。在外事業体の事業が、投資企業の財務諸表に用いてある通貨を用いることなく行われている場合には、決算日レート法を用いなければならない。この方法によれば、在外事業体の貸借対照表は、決算日レートで換算される。損益計算書は決算日レートまたは平均レートで換算される。換算損益はすべて直接準備金に記入され、認識総損益計算書において開示される。他方、在外事業体の取引が、投資企業の通貨の下にある経済環境により強く依存しているような場合、テンポラル法を用いなければならない。この方法によれば、貨幣資産と貨幣負債は決算日レートで換算され、非貨幣資産と非貨幣負債は、取得日レートで換算される。換算損益は損益計算書に計上される。為替レート変動の著しくない時は、収益・費用は、取引日レート、または期中平均レートによって換算される。在外事業体の株主持分への投資のための資金が外貨建借入金によって行われている場合には、一定の条件が満足されれば、ヘッジ会計を用いることができる。投資は決算日レートで再換算される。その換算差額は、直接、準備金に記入される。借入金に関する為替損益は、この準備金の変動と相殺される。

企業結合は、IASと同様に取得(買収)と

して会計処理される。企業結合において、持分プーリング会計が認められる場合を制限している。なお、会計基準は、持分プーリング会計が認められるための厳格な5つの基準を規定している。結合に参加するどの企業も取得者でも被取得でもない立場で交渉していること、結合に参加するすべての企業が、結合後の企業の経営組織の確立に参加し、かつ経営者の選任にも参加していること、結合に参加する企業間に規模の格差がないために、1つの企業がその相対的規模のために結合後の企業を支配している状況にないこと、双方の企業を受領した対価は、主として結合後の企業の持分株式であること、および結合に参加する企業のどの株主も、結合後の企業の将来にわたる業績の一部にすら重要な利害を有していないこと。ここにイギリス会計の特徴がある。さらに、持分プーリング法は、次の条件が満たされる時、グループ内企業間の合併に用いることができる。持分プーリング法会計に関する会社法の定める要件が充足されていること、および少数株主持分が組織変更によって影響を受けないこと。買収法が用いられる場合は、被買収企業の資産および負債は公正価値で記録されなければならないが、この公正価値は強制的な売却または清算目的の売却の場合ではなく、事情に精通した自発的な当事者間が公正独立の立場で交換する場合の資産または負債の額である。買収に関する公正価値には、次の3つを含めてはならない。買手の意図、または将来の行動に起因する価値の変化、買収後の事象から発生する価値の低落などの変動、および将来の営業損失や買収の結果発生すると予測される組織変更と統合の費用を見越した引当損。

与えた対価の公正価値と取得した純資産の公正価値との差額が暖簾である。

借入費用(財務費用)は、「純収入と発行者が契約に基づいて支払わなければならない支払総額(または経済的便益の移転)との差額」として定義している。IASは、「資金の借入に関連して発生した利子その他の費用」として定義している。総認識利得・損失計算書において持分証券に関連する費用を扱うインベストメント・カンパニーを除いて、財務費用は損益計算書に費用として計上しなければならない。財務費用は、各期の帳簿額に定率を乗じた額をもって負債の存続期間にわたり配分しなければならない。その旨、別記した上で損益計算書から移転することで資産原価の一部として資産計上してもよい。銀行借入、その他の借入金、ファイナンス・リースに関する借入費用の額は、財務諸表の注記において開示しなければならない。

むすび

イギリスは常に、会計の国際的調和化に積極的に取り組んできた。EU加盟に伴い、国内基準とEU指令との調整を行った。伝統的に慣習法思考の強い国ではあるが、会社法における会計規定は概括的なものであり、詳細はSSAPなどに依存している。また、TFVは、EU指令において、包括原則として組入れることに成功した。このことにより、同指令が弾力的な要素を採り入れることが可能となり、指令の各国国内化を促進する大きな役割を果たしている。しかし、この調和化によって、イギリスは少なくとも会計

については成文法(大陸法)方式による会計規制へと大きく歩みを進めることになった。

イギリスのIASへの対応においては、イギリスはIASCの中心的な設立母体となっており、最新の組織改革にも大きく貢献している。イギリスは、IASにSSAPなどを初期段階から調和化させるように努力し、ほとんどの場合において、SSAPにしたがうことはIASに自動的に支持することになる、そしてSSAPのなかにIASとの調和化の程度が明示された。この根底に流れる考え方は、1990年の会計基準設定主体ASCからASBへの移行、基準がSSAPからFRSなどへの変化に対しても、継続されている。ASBは、国際的に合意の得られる領域において、可能な限り国内基準を国際基準に合致させる努力をした上で、IASの確立に積極的に貢献しようとしている。

ただ、イギリス企業において、当期利益として利子、税金、減価償却費の控除前の利益を計上する場面が出てきている。元来、金融機関の決算に見受けていたが、通信業界Cable & Wireless社、Fibernet社、さらに放送業界にも2社が続いている。また、FRS10において、原則20年間で償却することになる営業権について、無償却、さらに長期で償却することも多い。音楽用品会社Chrysalis社は50年間で償却している。また、小売業のWHSmith社は買収した会社の1億7000万ポンドの営業権について有効期限の限定がないために、償却していない。イギリスの会社で限定意見の付された監査証明を受けるのはごくわずかであるが、帳簿書類不備のため意見差控えを受けた会社が一社ある³⁶⁾。

36) Accountant, 2000 Feb.

イギリスの財務報告制度は、会社法を基礎に形成され、最低限の会計規定を設け、会計基準が補足する方式を採っており、プライベート・セクターによる基準設定を認め、取締役は会計基準に準拠しているかどうかについて、監査済情報開示が求められている。会計基準は、法としての地位を認知されるに至っている。また、財務報告の最高規範概念はTFVであり、離脱規定も用意されている点に特徴が認められる。離脱に問題ある場合には、裁判所は、財務報告評議会(FRC)の下部機関である財務報告検討委員会(FRRP)に、当該企業の財務諸表の撤回を命ずる権限委譲を遂げている。さらに、財務報告は、経営者の受託責任の評価と利害関係者の経済的意思決定に有用であること、広範囲の利用者を前提としているが、現在の株主や潜在株主、投資者を中心に利用者を想定していることに特徴がある。会社登記所に、企業の財務諸表、取締役報告書、そして監査報告書は届出が義務づけられているため、すべての人々が縦覧の機会を与えられることになる。

多国籍企業の会計基準としてデ・ファク

ト・スタンダード(事実上の標準)を担うと期待されているのは、IASである。IASは、2000年5月に証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions: IOSCO)によって承認されて以来、グローバル・スタンダード(世界標準)への道を歩みつつある。その基準に対して最も影響を与えたと言われるのが、英米両国を中心としたアングロ・サクソン型会計システム、英米法系の制度をもつ国々の論理である。

本研究は、平成10年度文部省科学研究費「基盤研究(C)(1)」「財務報告の国際比較とその分析」の補助金を受けた研究成果の一部である。なお、注記³⁷⁾に、共同研究者のイギリスに関する他の研究成果について記する。

37) 武田安弘稿「イギリスにおける財務情報ニーズと財務報告」『(愛知学院大学論叢)経営学研究』第8巻第3号(1999年2月)。

武田安弘・今井智之稿「英国連結会計制度における連結手続の特質」『(愛知学院大学論叢)経営学研究』第7巻第4号(1998年3月)。

武田安弘・今井智之稿「英国連結会計制度における連結の範囲の特質」『(愛知学院大学論叢)経営学研究』第7巻第3号(1998年2月)。

武田安弘・今井智之稿「EU会社法第7号指令における連結範囲の特質」『(愛知学院大学論叢)経営学研究』第7巻第1号(1997年9月)。

向 伊知郎稿「連結会計基準の国際的調和化」『(愛知学院大学論叢)経営学研究』第7巻第3号(1998年2月)。

向 伊知郎稿「連結方針と連結会計手続きの比較可能性」『(愛知学院大学論叢)経営学研究』第7巻第1号(1997年9月)。

向 伊知郎稿「EUにおける連結財務報告の調和」『(愛知学院大学論叢)経営学研究』第6巻第2号(1997年1月)。

向 伊知郎稿「研究ノート・EUにおける連結会計規定」『(愛知学院大学論叢)経営学研究』第6巻第2号(1997年1月)。